

2024年3月21日
住友生命保険相互会社

円建一時払終身保険「ふるはーとJロードⅢ」および 外貨建一時払終身保険「ふるはーとJロードグローバルⅢ」の発売について

住友生命保険相互会社（取締役 代表執行役社長 高田 幸徳、以下「住友生命」）は、2024年4月1日から金融機関・保険ショップ等の代理店において、円建一時払終身保険「ふるはーとJロードⅢ^{※1}」および外貨建一時払終身保険「ふるはーとJロードグローバルⅢ^{※2}」を発売します。

従来商品である円建一時払終身保険「ふるはーとJロードプラス」、外貨建一時払終身保険「ふるはーとJロードグローバルⅡ」に対し、ご契約後からすぐにふやしてのこせる<3つの健康告知プラン>を追加するなど、商品魅力をレベルアップいたしました。

住友生命は、競争力のある保険商品の開発を通じて、より多くのお客さまやそのご家族のウェルビーイングに貢献してまいります。

※1 株式会社三井住友銀行では「充実クラブJⅢ」の名称で販売します（従来商品は「充実クラブJプラス」の名称です）。

※2 株式会社三井住友銀行、株式会社SMBC信託銀行では「笑顔の約束Ⅲ」の名称で販売します（従来商品は「笑顔の約束Ⅱ」の名称です）。

<商品のポイント>



- 死亡保険金・解約返戻金は、ご契約時に円建で確定します。



- 死亡保険金は指定通貨（米ドル・豪ドル）建でふやしてのこせます。
- 15年経過以後の解約返戻金は、ご契約時に指定通貨建で確定します。

■下記の2プランから選択可能に！

健康告知なしプラン

健康状態の告知なし（職業のみの告知）で、死亡保険金をご契約2年後からふやしてのこせます^{※3}。

3つの健康告知プラン

3つの健康状態の告知で、死亡保険金をご契約後からすぐにふやしてのこせます。

※3 ご契約から2年間は災害死亡保障があります。

■最高保険金額を最大 18 億円に拡大！

より多くのお客さまニーズに応じた設計が可能になります。

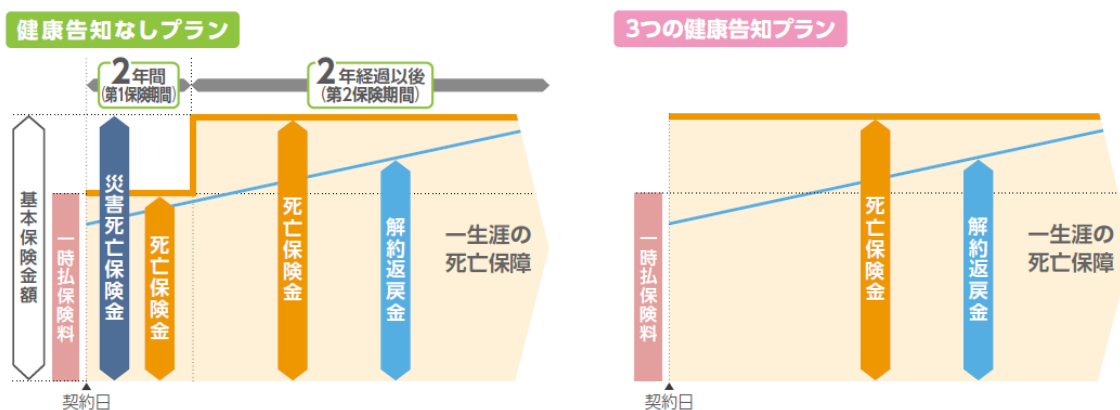
■重度介護前払特約を円建一時払終身保険にも付加可能に！

さらに、1 被保険者あたりの請求限度額を通算 1 億円に拡大！

死亡保険金の全部または一部にかえて介護費用として受け取ることもできます。

1. 商品内容（ふるは一と J ロードⅢ）

a. しくみ図（イメージ）



b. 主なご契約の諸基準

プラン名	健康告知なしプラン		3つの健康告知プラン		
約款名称	5年ごと利差配当付終身保険 (一時払い) (24)		5年ごと利差配当付新終身保険 (一時払い) (24)		
契約年齢 ^{※4}	15歳～90歳 ^{※5}				
取扱単位	保険金建：万円単位 保険料建：万円単位				
最低一時払保険料	100万円				
最高保険金額 ^{※6}	被保険者の契約年齢	15歳～59歳	60歳～69歳	70歳～90歳	
	保険金額	10億円	14億円	18億円	
告知書扱加入限度額 ^{※6}				上記の最高保険金額の範囲内かつ { (保険金額) - (一時払保険料) } が下記の範囲内であることが必要です。	
	契約年齢	(保険金額) - (一時払保険料)			
	15歳～39歳	3000万円			
	40歳～49歳	2000万円			
	50歳～90歳	1200万円			

保険料払込方法	一時払いのみ	
告知	職業のみの告知	3つの健康告知(職業告知あり)
保険期間	終身	
付加できる特約	重度介護前払特約、保険契約者代理特約、被保険者代理特約	

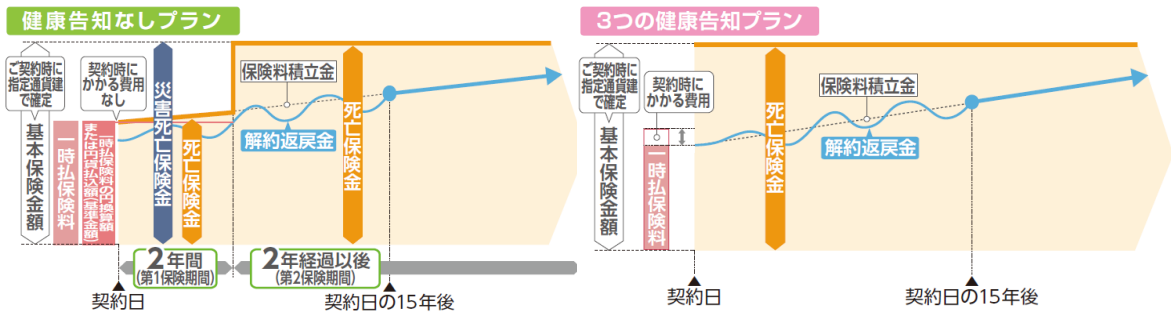
※4 契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で計算します。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算されます。

※5 金利情勢によっては、お取扱いできない年齢があります。

※6 同一の被保険者が、すでに住友生命の商品に加入済の場合は、上記金額までご加入いただけないことがあります。

2. 商品内容 (ふるはーとJロードグローバルⅢ)

a. しくみ図 (イメージ)



b. 主なご契約の諸基準

プラン名	健康告知なしプラン	3つの健康告知プラン										
約款名称	5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(一時払い)(19)Ⅱ型	5年ごと利差配当付指定通貨建新終身保険(一時払い)(24)										
指定通貨	米ドル、豪ドル											
契約年齢※7	30歳～90歳	15歳～90歳										
払込金額の取扱単位※8	米ドル: 1セント単位 豪ドル: 1セント単位 円貨: 1万円単位											
最低払込金額※8	米ドル: 10,000米ドル 豪ドル: 10,000豪ドル 円貨: 100万円											
最高保険金額※9	被保険者の契約年齢	15歳～59歳	60歳～69歳	70歳～90歳								
	保険金額	10億円	14億円	18億円								
告知書抜加入限度額※10	<p>上記の最高保険金額の範囲内かつ { (基本保険金額) - (一時払保険料) } が下記の範囲内である必要があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約年齢</th> <th>(基本保険金額) - (一時払保険料)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15歳～39歳</td> <td>2800万円</td> </tr> <tr> <td>40歳～49歳</td> <td>1900万円</td> </tr> <tr> <td>50歳～90歳</td> <td>1100万円</td> </tr> </tbody> </table>				契約年齢	(基本保険金額) - (一時払保険料)	15歳～39歳	2800万円	40歳～49歳	1900万円	50歳～90歳	1100万円
契約年齢	(基本保険金額) - (一時払保険料)											
15歳～39歳	2800万円											
40歳～49歳	1900万円											
50歳～90歳	1100万円											
保険料払込方法	一時払いのみ											
告知	職業のみの告知	3つの健康告知(職業告知あり)										
保険期間	終身											

付加できる 特約^{※8}	初期死亡時円換算支払額最低保証特約 ^{※11} 、重度介護前払特約、保険料円貨払込特約（一時払い）、保険料指定外通貨払込特約、目標到達時円建終身保険変更特約、保険契約者代理特約、被保険者代理特約
----------------------------------	--

※7 契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で計算します。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算されます。

※8 取扱金融機関によって異なる場合があります。

※9 申込日の属する年度における住友生命所定の判定用為替レートにより、基本保険金額を円換算した金額にて判定します。同一の被保険者がすでに住友生命の商品に加入済みの場合、上記金額までご加入いただけないことがあります。

※10 申込日の属する年度における住友生命所定の判定用為替レートにより、{(基本保険金額) - (一時払保険料)}を円換算した金額にて判定します。同一の被保険者がすでに住友生命の商品に加入済みの場合、上記金額までご加入いただけないことがあります。

※11 <健康告知なしプラン>にのみ付加可能な特約です。

3. ふるはーとJロードグローバルⅢの諸費用に関する事項の概要について

a. 契約時にかかる費用^{※12}

<3つの健康告知プラン>では、一時払保険料に4.5%を乗じた金額を上限として、契約の締結に必要な費用を一時払保険料から差し引きます。

b. 保険期間中にかかる費用^{※12}

契約の締結・維持に必要な費用、死亡保障等に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引いています。

【初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加する場合】

<健康告知なしプラン>のみ、第1保険期間中は、上記の費用に加えて、最低保証に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引いています（別途お払い込みいただくものではありません）。そのため、初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加しない場合に比べて、基本保険金額・解約返戻金額等は小さくなります。

【重度介護前払保険金を請求する場合】

所定の期間に応じた利息を特約基準保険金額（請求額）から差し引きます。

【解約や円建終身保険へ変更等する場合】

<健康告知なしプラン>のみ、ご契約当初10年間は、解約返戻金額を計算する際、一時払保険料相当額に契約日からの経過年数に応じた所定の控除率を乗じた金額を差し引きます（解約控除）。

c. 通貨を換算する場合にかかる費用

保険料を円貨または指定通貨以外の外貨（米ドル・豪ドル）で払い込む際や、死亡保険金・解約返戻金等を円貨で受け取る際などに適用する住友生命所定の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料はお客さまのご負担となります。

d. 外貨のお取扱いにかかる費用

保険料を指定通貨または指定通貨以外の外貨（米ドル・豪ドル）で払い込む際や、死亡保険金・解約返戻金等を指定通貨で受け取る際には、送金手数料・引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。当該費用は取扱金融機関によって異なります。

※12 これらの費用は、予定利率、被保険者の年齢等によって異なりますので表示しておりません。

4. ふるはとJロードグローバルⅢをご検討にあたってご確認いただきたい事項

○解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

契約当初 15 年間の解約返戻金額は市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により、解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。

<健康告知なしプラン>

契約当初 10 年間は解約控除を適用します。市場価格調整および解約控除等により、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

<3つの健康告知プラン>

一時払保険料から契約時にかかる費用を差し引いています。市場価格調整および契約時にかかる費用等により、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

○為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。

死亡保険金、解約返戻金等を円貨で受け取る場合、または円建終身保険へ変更する際に解約返戻金を円換算する場合には、請求時または変更時の為替レートを適用するため、為替レートの変動の影響を受け、損失が生じるおそれがあります。

・円貨での受取額は、為替レートが契約時から変動しなかった場合と比べ、少なくなる場合があります。

・円貨での受取額は、契約時の円貨での払込金額等を下回ることがあります。

*このニュースリリースは5年ごと利差配当付終身保険（一時払い）(24)および5年ごと利差配当付新終身保険（一時払い）(24)ならびに5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険（一時払い）(19)Ⅱ型および5年ごと利差配当付指定通貨建新終身保険（一時払い）(24)の概要を説明したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。保険募集に際して使用することを目的としたものではありません。詳細につきましては「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」および「ご契約のしおり一定款・約款」等を必ずご確認ください。

以上